

内部監査の実施状況について

（令和2年3月5日現在）

監査対象官署名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
山口労働局管内の労働基準監督署7署及び公共職業安定所9所	令和元年10月8日から12月13日にかけて実施	①管理事務に関する事項 ②会計経理事務に関する事項 ③その他	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務状況報告書の年次有給休暇の取得日数を誤って少なく記載したことにより、通勤手当が多く支給されている。 ・勤務時間報告書の超過勤務時間数を誤って多く記載し、超過勤務手当が多く支給されている。 ・出勤簿、休暇簿、旅行命令簿及び超過勤務関係書類に記載誤り等の事務処理の不備なものが認められた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・回収処理を行った。今後、勤務状況報告書の作成に当たって、決裁時に出勤簿を添付して、複数名で確認を行うことを徹底する。 ・回収処理を行った。今後、勤務時間報告書の作成に当たって、決裁時に、退庁簿、超過勤務実施予定伺・実績時間報告、超過勤務命令簿を添付して、複数名で確認を行うことを徹底する。 ・記載誤りについて修正を行った。今後は「勤務時間・休暇等事務処理要領」等に基づく適正な事務処理を実施するよう、確認・点検を徹底する。
山口労働局総務課外10課室	令和元年10月21日から11月7日にかけて実施		<ul style="list-style-type: none"> ・勤務状況報告書の実労働日数に直行直帰の日も含めて記載したことにより、通勤手当が多く支給されている。 ・出勤簿、休暇簿、旅行命令簿及び超過勤務関係書類に記載誤り等の事務処理の不備なものが認められた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・回収処理を行った。今後、勤務状況報告書の作成に当たって、決裁時に出勤簿を添付して、複数名で確認を行うことを徹底する。 ・今後は「勤務時間・休暇等事務処理要領」等に基づき、十分な確認・点検等により適正な事務処理を行うこととする。